

奈良県コンベンションセンター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十一年三月二十二日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県条例第三十五号

奈良県コンベンションセンター条例の一部を改正する条例

奈良県コンベンションセンター条例(平成二十八年六月奈良県条例第十一号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「コンベンションセンターの」の下に「別表に掲げる」を加える。

第八条を第十条とする。

第七条第一項第三号中「前二号」を「前各号」に改め、同号を同項第六号とし、同項第二号を同項第五号とし、同項第一号を同項第四号とし、同項に第一号から第三号までとして次の三号を加える。

- 一 第二条に規定する施設、設備等の使用の承認に関する業務
- 二 第三条の規定による施設、設備等の使用の承認の取消し等に関する業務
- 三 コンベンションセンターの利用に係る料金(以下「利用料金」という。)の收受等に関する業務

第七条を第八条とし、同条の次に次の一条を加える。

(利用料金)

第九条 第六条第一項の規定によりコンベンションセンターの管理を指定管理者に行わせる場合にあつては、施設、設備等の使用者は、利用料金を指定管理者に支払わなければならない。

- 2 利用料金の額は、別表に定める使用料の額を超えない範囲内において、あらかじめ知事の承認を受けて指定管理者が定めるものとする。
- 3 指定管理者は、利用料金をその収入として收受するものとする。
- 4 指定管理者は、知事の定めるところにより、利用料金の全部又は一部を免除することができる。

- 5 既納の利用料金は、還付しない。ただし、知事の定めるところにより、指定管理者が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

第六条を第七条とし、第五条を第六条とし、第四条の次に次の一条を加える。

(使用料)

第五条 使用の承認を受けた者は、別表に定める額の使用料を前納しなければならない。ただし、規則で定める場合には、後納することができる。

2 知事は、特別の理由があると認めるときは、前項の使用料の全部又は一部を免除することができる。

3 既納の使用料は、還付しない。ただし、知事が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

附則第二項中「第五条第三項」を「第六条第三項」に改め、附則に次の一項を加える。
 (この条例の施行の日以後の利用料金の額の定め)

3 この条例の施行の日以後の利用料金の額の定めは、同日前においても、この条例の規定による使用料の額を超えない範囲内において、行うことができる。
 附則の次に次の別表を加える。

別表 (第五条関係)

一 施設及びその使用料

施設区分		使用区分	
コンベンションホール その他	日曜日、土曜日 及び休日	午前	午後
円 二五〇	円 一〇〇	午前九時から正午まで	午後一時から午後五時まで
円 一〇四、	円 八〇〇	午後	午前・
円 〇〇〇	円 九〇〇	午後	夜間
円 二五〇	円 八〇〇	午後	夜間
円 〇〇〇	円 六〇〇	午後	全日
円 〇〇〇	円 〇〇〇	午後	
円 二七八、	円 〇〇〇	午後	
円 三四七、	円 〇〇〇	午後	

○二 室一 会議		○一 室一 会議		C ルンホ ショベン コン			B ルンホ ショベン コン		
その他	日曜日、土曜日 及び休日	その他	日曜日、土曜日 及び休日	その他	日曜日、土曜日 及び休日	その他	日曜日、土曜日 及び休日	その他	日曜日、土曜日 及び休日
五〇四、九 円	四〇五、九 円	五〇四、九 円	四〇五、九 円	円 二五〇、一〇四、	円 一〇〇、一二五、	円 八五〇、八六、	円 二〇〇、一〇四、		
〇〇六、六 円	二〇七、九 円	〇〇六、六 円	二〇七、九 円	円 〇〇〇、一三九、	円 八〇〇、一六六、	円 八〇〇、一一五、	円 〇〇〇、一三九、		
五五〇、一一、	円 八六〇、一三、	円 五五〇、一一、	円 八六〇、一三、	円 二五〇、二四三、	円 九〇〇、二九一、	円 六五〇、二〇二、	円 二〇〇、二四三、		
〇〇六、六 円	二〇七、九 円	〇〇六、六 円	二〇七、九 円	円 〇〇〇、一三九、	円 八〇〇、一六六、	円 八〇〇、一一五、	円 〇〇〇、一三九、		
二〇〇、一三、	円 八四〇、一五、	円 二〇〇、一三、	円 八四〇、一五、	円 〇〇〇、二七八、	円 六〇〇、三三三、	円 六〇〇、二三一、	円 〇〇〇、二七八、		
五〇〇、一六、	円 八〇〇、一九、	円 五〇〇、一六、	円 八〇〇、一九、	円 五〇〇、三四七、	円 〇〇〇、四一七、	円 五〇〇、二八九、	円 四〇〇、三四七、		

○六 室一 会議		○五 室一 会議		○四 室一 会議		○三 室一 会議		
	日曜日、土曜日 及び休日	その他	日曜日、土曜日 及び休日	その他	日曜日、土曜日 及び休日	その他	日曜日、土曜日 及び休日	
	五、九 四〇円	四、九 五〇円	五、九 四〇円	四、九 五〇円	五、九 四〇円	四、九 五〇円	五、九 四〇円	
	七、九 二〇円	六、六 〇〇円	七、九 二〇円	六、六 〇〇円	七、九 二〇円	六、六 〇〇円	七、九 二〇円	
円	八六〇 一三、	円 五五〇 一一、	円 八六〇 一三、	円 五五〇 一一、	円 八六〇 一三、	円 五五〇 一一、	円 八六〇 一三、	円
	七、九 二〇円	六、六 〇〇円	七、九 二〇円	六、六 〇〇円	七、九 二〇円	六、六 〇〇円	七、九 二〇円	
円	八四〇 一五、	円 二〇〇 一三、	円 八四〇 一五、	円 二〇〇 一三、	円 八四〇 一五、	円 二〇〇 一三、	円 八四〇 一五、	円
円	八〇〇 一九、	円 五〇〇 一六、	円 八〇〇 一九、	円 五〇〇 一六、	円 八〇〇 一九、	円 五〇〇 一六、	円 八〇〇 一九、	円

室二 会議	○一 室二 会議		○八 室一 会議		○七 室一 会議		その他
	その他	日曜日、土曜日 及び休日	その他	日曜日、土曜日 及び休日	その他	日曜日、土曜日 及び休日	
七〇〇 二九、	円 七五〇 二四、	円 七〇〇 二九、	円 五〇〇 四、九	円 四〇〇 五、九	円 五〇〇 四、九	円 四〇〇 五、九	円 五〇〇 四、九
六〇〇 三九、	円 〇〇〇 三三、	円 六〇〇 三九、	円 〇〇〇 六、六	円 二〇〇 七、九	円 〇〇〇 六、六	円 二〇〇 七、九	円 〇〇〇 六、六
三〇〇 六九、	円 七五〇 五七、	円 三〇〇 六九、	円 五五〇 一一、	円 八六〇 一三、	円 五五〇 一一、	円 八六〇 一三、	円 五五〇 一一、
六〇〇 三九、	円 〇〇〇 三三、	円 六〇〇 三九、	円 〇〇〇 六、六	円 二〇〇 七、九	円 〇〇〇 六、六	円 二〇〇 七、九	円 〇〇〇 六、六
二〇〇 七九、	円 〇〇〇 六六、	円 二〇〇 七九、	円 二〇〇 一三、	円 八四〇 一五、	円 二〇〇 一三、	円 八四〇 一五、	円 二〇〇 一三、
〇〇〇 九九、	円 五〇〇 八二、	円 〇〇〇 九九、	円 五〇〇 一六、	円 八〇〇 一九、	円 五〇〇 一六、	円 八〇〇 一九、	円 五〇〇 一六、

	○五 室二 会議		○四 室二 会議		○三 室二 会議		○二	
	その他	日曜日、土曜日 及び休日	その他	日曜日、土曜日 及び休日	その他	日曜日、土曜日 及び休日	その他	
	円 七五〇 二四、	円 七〇〇 二九、	円 五〇〇 四九、	円 四〇〇 五九、	円 五〇〇 四九、	円 四〇〇 五九、	円 七五〇 二四、	円
	円 〇〇〇 三三、	円 六〇〇 三九、	円 〇〇〇 六六、	円 二〇〇 七九、	円 〇〇〇 六六、	円 二〇〇 七九、	円 〇〇〇 三三、	円
	円 七五〇 五七、	円 三〇〇 六九、	円 五〇〇 一一五、	円 六〇〇 一三八、	円 五〇〇 一一五、	円 六〇〇 一三八、	円 七五〇 五七、	円
	円 〇〇〇 三三、	円 六〇〇 三九、	円 〇〇〇 六六、	円 二〇〇 七九、	円 〇〇〇 六六、	円 二〇〇 七九、	円 〇〇〇 三三、	円
	円 〇〇〇 六六、	円 二〇〇 七九、	円 〇〇〇 一三二、	円 四〇〇 一五八、	円 〇〇〇 一三二、	円 四〇〇 一五八、	円 〇〇〇 六六、	円
	円 五〇〇 八二、	円 〇〇〇 九九、	円 〇〇〇 一六五、	円 〇〇〇 一九八、	円 〇〇〇 一六五、	円 〇〇〇 一九八、	円 五〇〇 八二、	円

C 控室		B 控室		A 控室		〇六 室二 会議	
その他	日曜日、土曜日 及び休日	その他	日曜日、土曜日 及び休日	その他	日曜日、土曜日 及び休日	その他	日曜日、土曜日 及び休日
〇〇円 二、六	二〇円 三、一	〇〇円 四、〇	〇〇円 四、八	〇〇円 七、三	六〇円 八、七	円 七五〇 二四、	円 七〇〇 二九、
〇〇円 三、五	〇〇円 四、二	〇〇円 五、三	六〇円 六、三	〇〇円 九、七	円 六四〇 一一、	円 〇〇〇 三三、	円 六〇〇 三九、
〇〇円 六、一	二〇円 七、三	〇〇円 九、三	円 一六〇 一一、	円 〇〇〇 一七、	円 四〇〇 二〇、	円 七五〇 五七、	円 三〇〇 六九、
〇〇円 三、五	〇〇円 四、二	〇〇円 五、三	六〇円 六、三	〇〇円 九、七	円 六四〇 一一、	円 〇〇〇 三三、	円 六〇〇 三九、
〇〇円 七、〇	〇〇円 八、四	円 六〇〇 一〇、	円 七二〇 一二、	円 四〇〇 一九、	円 二八〇 二三、	円 〇〇〇 六六、	円 二〇〇 七九、
〇〇円 八、八	円 五六〇 一〇、	円 二〇〇 一三、	円 八四〇 一五、	円 二〇〇 二四、	円 〇四〇 二九、	円 五〇〇 八二、	円 〇〇〇 九九、

G 控室		F 控室		E 控室		D 控室	
その他	日曜日、土曜日 及び休日	その他	日曜日、土曜日 及び休日	その他	日曜日、土曜日 及び休日	その他	日曜日、土曜日 及び休日
四、〇 〇〇円	四、八 〇〇円	五、〇 〇〇円	六、〇 〇〇円	二、六 〇〇円	三、一 二〇円	二、六 〇〇円	三、一 二〇円
五、三 〇〇円	六、三 六〇円	六、六 〇〇円	七、九 二〇円	三、五 〇〇円	四、二 〇〇円	三、五 〇〇円	四、二 〇〇円
九、三 〇〇円	一、一 一六〇円	一、一 六〇〇円	一、三 九二〇円	六、一 〇〇円	七、三 二〇円	六、一 〇〇円	七、三 二〇円
五、三 〇〇円	六、三 六〇円	六、六 〇〇円	七、九 二〇円	三、五 〇〇円	四、二 〇〇円	三、五 〇〇円	四、二 〇〇円
一〇、一 六〇〇円	一、二 七二〇円	一、三 二〇〇円	一、五 八四〇円	七、〇 〇〇円	八、四 〇〇円	七、〇 〇〇円	八、四 〇〇円
一、三 二〇〇円	一、五 八四〇円	一、六 五〇〇円	一、九 八〇〇円	八、八 〇〇円	一〇、一 五六〇円	八、八 〇〇円	一〇、一 五六〇円

K 控室		J 控室		I 控室		H 控室	
その他	日曜日、土曜日 及び休日	その他	日曜日、土曜日 及び休日	その他	日曜日、土曜日 及び休日	その他	日曜日、土曜日 及び休日
六、九	八〇円 八、二	〇〇円 四、〇	〇〇円 四、八	〇〇円 四、〇	〇〇円 四、八	〇〇円 五、〇	〇〇円 六、〇
九、二	円 〇四〇 一一、	〇〇円 五、三	六〇円 六、三	〇〇円 五、三	六〇円 六、三	〇〇円 六、六	二〇円 七、九
一六、	円 三二〇 一九、	〇〇円 九、三	円 一六〇 一一、	〇〇円 九、三	円 一六〇 一一、	円 六〇〇 一一、	円 九二〇 一三、
九、二	円 〇四〇 一一、	〇〇円 五、三	六〇円 六、三	〇〇円 五、三	六〇円 六、三	〇〇円 六、六	二〇円 七、九
一八、	円 〇八〇 二二、	円 六〇〇 一〇、	円 七二〇 一二、	円 六〇〇 一〇、	円 七二〇 一二、	円 二〇〇 一三、	円 八四〇 一五、
二三、	円 七二〇 二七、	円 二〇〇 一三、	円 八四〇 一五、	円 二〇〇 一三、	円 八四〇 一五、	円 五〇〇 一六、	円 八〇〇 一九、

ル		ホ		天平		N		控室		M		控室		L		控室		
その他		及び休日		日曜日、土曜日		その他		及び休日		日曜日、土曜日		その他		及び休日		日曜日、土曜日		
〇〇〇	九九、	円	八〇〇	一	一八、	〇〇円	二、六	二〇円	三、一	〇〇円	二、六	二〇円	三、一	〇〇円	二、六	二〇円	三、一	〇〇円
〇〇〇	一三二、	円	四〇〇	一	五八、	〇〇円	三、五	〇〇円	四、二	〇〇円	三、五	〇〇円	四、二	〇〇円	三、五	〇〇円	四、二	〇〇円
〇〇〇	二三一、	円	二〇〇	二	七七、	〇〇円	六、一	二〇円	七、三	〇〇円	六、一	二〇円	七、三	〇〇円	六、一	二〇円	七、三	円 一〇〇
〇〇〇	一三二、	円	四〇〇	一	五八、	〇〇円	三、五	〇〇円	四、二	〇〇円	三、五	〇〇円	四、二	〇〇円	三、五	〇〇円	四、二	〇〇円
〇〇〇	二六四、	円	八〇〇	三	一六、	〇〇円	七、〇	〇〇円	八、四	〇〇円	七、〇	〇〇円	八、四	〇〇円	七、〇	〇〇円	八、四	円 四〇〇
〇〇〇	三三〇、	円	〇〇〇	三	九六、	〇〇円	八、八	円 五六〇	一〇、	〇〇円	八、八	円 五六〇	一〇、	〇〇円	八、八	円 五六〇	一〇、	円 一〇〇

場 駐車	広 天		2 控室		1 控室		円
	その他	日曜日、土曜日 及び休日	その他	日曜日、土曜日 及び休日	その他	日曜日、土曜日 及び休日	
円、午前八時から翌日の午前零時までの駐車にあつては三十分以内に 午前零時から午前八時までの駐車にあつては一時間以内につき一〇〇	一平方 メートル	六円	二、六 〇〇円	三、一 二〇円	二、六 〇〇円	三、一 二〇円	円
	一平方 メートル	六円	三、五 〇〇円	四、二 〇〇円	三、五 〇〇円	四、二 〇〇円	円
	一平方 メートル	三二円	六、一 〇〇円	七、三 二〇円	六、一 〇〇円	七、三 二〇円	円
	一平方 メートル	三二円	三、五 〇〇円	四、二 〇〇円	三、五 〇〇円	四、二 〇〇円	円
	一平方 メートル	九八円	七、〇 〇〇円	八、四 〇〇円	七、〇 〇〇円	八、四 〇〇円	円
	一平方 メートル	六四円	八、八 〇〇円	一〇、 五六〇 円	八、八 〇〇円	一〇、 五六〇 円	円
	五円	六円	二、六 〇〇円	三、一 二〇円	二、六 〇〇円	三、一 二〇円	円

つき一〇〇円とする。

注

- 1 「休日」とは、国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する休日をいう。
- 2 午後九時三十分を超えて延長して使用する場合の使用料は、三十分につき「全日」における使用料の額の百分の六に相当する額とする。
- 3 2の場合のほか、知事は、この表に定める使用区分にかかわらず、この表に定める使用区分の前後に接続する時間について使用区分に係る時間と合わせて、又は使用区分に係る時間を区切って使用させることができる。この場合の使用料は、六十分につき「全日」における使用料の額の百分の十に相当する額とする。
- 4 天平広場の使用料は、専用して使用する場合に限り、徴収する。
- 5 駐車場の使用料は、駐車する時間が二十四時間以内につき千円を上限とする。

二 設備等及びその使用料

規則で定める設備等について当該規則で定める額

附 則

この条例は、公布の日から施行する。